

日赤新労

第85号
昭和54年
10月25日
発行

発行所
日本赤十字
新労働組合連合会
(日赤新労)
東京都港区虎の門3-24-7
(庚申ビル)
TEL 03-432-1089
発行責任者
佐藤一男

綱 領
1. 吾々は、社会正義を立脚し、労働生活の安定と向上を期す。
2. 吾々は、常に暴力と独裁を併し、自由と健康なる発展を期す。
3. 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、人道的任務の達成に寄与する。

昭和54年度 第2回中央委員会開く



第2回中央委員会の議長村田氏(中央)と副議長の野沢氏(左端)

アース 強力に再交渉へ 昇格・年末要求なども討議

九月十四日、十五日、天下の名勝地全国最大の広さを誇る琵琶湖に面する、「びわ湖ツーリストホテル」において、第二回中央委員会、及び単組執行委員長会議並びに、幹部研修会が中央委員及び本部役員、単組執行委員長並びに、オブザーバ等多数参加し盛大に行なわれた。第一日目の十四日午後一時から、午後二時三十分までは、単組執行委員長会議が行なわれた。この会議の内容は、日常組合活動を展開してゆくうえで、より効果的な活動が出来るよう、どのような点に配慮してゆ

くべきであるかなど、本部に対する要望事項等も含めて、種々意見の交換が行なわれ、常に単組の執行委員長として、組合活動のリーダーシップを執っておられる立場から、いろいろ建設的な意見の発言があり、本部としても、こうした意見を踏まえて、今後より効果的に、強力な組合活動を展開してゆくことになった。次いで単組執行委員長会議終了後、午後二時三十分から、午後四時三十分まで幹部研修会(別掲)が行なわれた。

第一日目の十五日は午前八時三十分から中央委員会が開かれ、先づ資格審査成立確認後、議長に第二ブロックの田村昇氏(大田原日赤)、副議長に野沢氏(八戸日赤)、書記に三ブロックの河合勝年氏(愛知血セ)を選出の後、議事次第に従って、川出中央執行委

員長の挨拶、本部関係各部(組織、教宣、婦人)及び、一般経過報告、続いて前日の各部会(病院、血液センター)の討議事項について報告があり、以上の各報告事項承認後、本会議での議題の審議に入り、終始熱心に討議されたように決議された。

得ると共に、諸手当についても更に増額するよう強力に再交渉し、その結果本部の判断により要給増を含めて本部に一任された。

また、幹部研修会終了後午後四時三十分から午後六時三十分まで各部会(病院)(血液センター)が開かれ、種々論議されたが、その概要は次のとおりである。

〈審議事項〉
1. 昭和五十四年度ベースアップについて
先づ六月十八日の本年度第一回中央委員会後から、現在に至る本年度ベースアップに関する本社との交渉の詳細な経過について本部から説明があり、その後、この現状を基に慎重に審議された結果、現在本社から提示されている、五十四年度給与改善案について、本部から最低賃金(二、〇〇〇円)七六、九〇〇円獲得

3. 昭和五十四年度年末手当について
本年度の年末手当については、本部から提案理由の説明後種々討議されたが、たとえば、三十三割プラス五万円、三十七割プラス五万円、四十二割プラス五万円もあり、いろいろ意見が出たが、結論として本年度も新賃として統一要求を行なうことにし、その要求額は、三十七割プラス五万円とし、本部は十一月二十日前(上・中旬頃)本社に対し要求書を提出し、各単組は本部の指令により十一月二十日一斉に各施設長に要求書を提出することに決議された。

4. その他
本部からの連絡事項
第三回中央委員会の開催予定について
(期)期日は十二月十六日(土)七日
(場所)は未定
(議長)は第三ブロック、副議長は第二ブロック、書記は第四ブロックから選出される予定である。

幹部研修会では受講 病院・血セ部会も開く



講演する西澤氏

中央委員会に先きたって十四日午後から行なわれた幹部研修会には、講師に武田薬品株式会社の労働組合中央書記長・西澤孟治氏を迎え、「組織活動と組合員の参加意識について」というテーマで約二時間の講演を受けた。その講演内容は、
① 組合員が求める組織活動の方向と基本戦略
② 組合員の意識要求の粗立
③ 病院部会
④ 健全な職員幹部の人材養成について、本社への要望と配付してほしい。「総集編」にして毎年一回以上幹部研修会を開催するよう申し入れる。
また各単組の努力目標として労働協約制の人事問題参加に努める。さらに、この協約の中でこの問題を検討する。
⑤ 一般職俸給表(2)の特等級昇格基準の適用範囲の拡大に今日のように全血輸血から成分製剤に変わっていく中で、採血方法の違いや、製剤時間の問題等複雑化しつつある中で時代にそぐわないので、現状に見合った職員数を考えてもらいたい。採血数のみにこだわる、本社の考えはつかない。
⑥ 祝祭日の採血について。
⑦ 電気主任技術師に限る、のび電気主任技術師は、必要以上に、次の要項を要求してゆいかもしれないが、必要以上(4)適用職名の変更(名称変更)。「洗濯士を」クリーニング士とする。(5)範囲の拡大。調理士、電話交換手、自動車運転手、クリーニング士を適用するよう今後要求し条件を改善するために、各セテゆく。(6)単組加入(主に幹部意識者への加入)についてもほしい。
⑧ 部会の開催について。現在、中央委員会時に開催している部会の協議時間を長くし、無等研究し、粘り強く参加を呼びかける。(9)その他、労働た部会を開催してはどうか。

また、幹部研修会終了後午後四時三十分から午後六時三十分まで各部会(病院)(血液センター)が開かれ、種々論議されたが、その概要は次のとおりである。
① 病院部会
② 健全な職員幹部の人材養成について、本社への要望と配付してほしい。「総集編」にして毎年一回以上幹部研修会を開催するよう申し入れる。
また各単組の努力目標として労働協約制の人事問題参加に努める。さらに、この協約の中でこの問題を検討する。
③ 一般職俸給表(2)の特等級昇格基準の適用範囲の拡大に今日のように全血輸血から成分製剤に変わっていく中で、採血方法の違いや、製剤時間の問題等複雑化しつつある中で時代にそぐわないので、現状に見合った職員数を考えてもらいたい。採血数のみにこだわる、本社の考えはつかない。
④ 祝祭日の採血について。
⑤ 電気主任技術師に限る、のび電気主任技術師は、必要以上に、次の要項を要求してゆいかもしれないが、必要以上(4)適用職名の変更(名称変更)。「洗濯士を」クリーニング士とする。(5)範囲の拡大。調理士、電話交換手、自動車運転手、クリーニング士を適用するよう今後要求し条件を改善するために、各セテゆく。(6)単組加入(主に幹部意識者への加入)についてもほしい。
⑧ 部会の開催について。現在、中央委員会時に開催している部会の協議時間を長くし、無等研究し、粘り強く参加を呼びかける。(9)その他、労働た部会を開催してはどうか。

判例要解 腕章闘争と処分

中部日本自動車学校事件
〔愛知地労委昭五三・一〇・三命令一労敗〕

〔解 説〕

リボン、腕章闘争については、これを不当な組合活動とみるのは判例上確定しているといつてよい。(東京高裁「大成観光事件」昭五三・八・九判、福岡高裁那覇支部「沖縄全軍労事件」昭五三・四・一三判)。最高裁もブレート着用を職務専念義務に反するとみる(三小法廷「電々公社目黒電話局事件」昭五二・二・一三判)。労委においては不当とみる傾向が強かったが、中労委「日本チバガイキ事件」(昭五三・七・五命令)は撤去要求は不当労働行為に非ずとして、大阪地労委命令(昭五〇・一〇・一七)を変更した。今回の愛知地労委命令は処分を有効としており、組合側からすれば、「ブルータスお前もかー」といった感を強くするものと思われるが、このような傾向が労委においても定着すると労使関係に大きな影響を与えてこよう。

〔事 実〕

昭和五〇年七月の賃上げ闘争において、組合側が時間中に腕章を着用したことを理由に申請人伊藤を含む組合三役を責処分とし、さらに伊藤を配転した。

〔命令要旨〕

〔申立却下〕

一、腕章着用行為に対する譴責処分について

「申立人伊藤は、組合が昭和五〇年七月七日から同月九日まで就業時間に行われた腕章着用行為につき、会社が伊藤を含む組合三役を譴責処分付したことは、正当な組合活動に対する違法不当な処分であり、不当労働行為に該当すると主張する。

これに対し、会社は次のように反論する。
自動車学校において就業中、腕章を着用する行為は、製造業

など他の業種と異なり教習生に心理的圧迫を加えるものであって正当な組合活動とはいえない。また、もとより組合と会社との間にこれを容認するがごとき労働協約や慣行も存在しない。それにもかかわらず、組合は再三にわたる会社の指示・警告を無視し、組合員をして腕章着用をあえてさせたものであるから組合三役を懲戒処分付したのであって、不当労働行為のそりを受けるいわれはなく、しかも、その処分は譴責処分という懲戒処分の中でも最も軽い処分であるから、腕章着用行為に対する処分としても均衡を失するものではない。

よって、以下判断する。

(1) 組合が、昭和五〇年七月七日から九日まで就業中腕章を着用したことは、認定したとおりである。

(2) 自動車学校において、就業中腕章を着用することは、自動車学校の業務が教習生という一般公衆を対象とするものであるから、腕章着用行為によって醸成される校内の特異な雰囲気や教習生に不安、動揺などの心理的圧迫を与えるおそれがあり、教習上好ましくないものであることはいうまでもない。

(3) しかも、自動車学校の業務内容は、……のとおりであるから、このことより判断すると、自動車学校は私企業により経営されているとはいえず、運転免許という本来公安委員会に属する権限を一部代行する機関であることとでき、純然私たる企業とは趣を異にしているし、特に、技能検定試験の際には、受験者が異常な緊張状態にあることが容易に想像され、そのうえ、試験員である技能検定員自ら認定したような腕章を着用していることは、受験者に不安、動揺を与えるおそれの多分に存することは明らかであるから、公的資格を有する検定試験の実施に多分に存することは明らかであるから、公的資格を有する検定試験の実施に悪影響を与えることは必至である。

(4) 本件腕章着用行為は、会社の再三再四にわたる指示・警告を無視して敢行されたものであって、しかも、認定のとおり、腕章着用者に代置された非組合員の本来の業務の遂行を妨げ、そのうえ、受験者を長時間待たせる結果を招来するなど、

会社の業務遂行に少なからぬ混乱を生ぜしめたことは容易に看取される。

(5) 以上(1)ないし(4)よりすると、本件腕章着用行為が組合活動として許容されるべきものでないことは明らかであるから、会社が腕章の取り外しを指示し、これに従わなかったことを理由に組合三役を懲戒処分付したことは、もとより正当であつて、これを不当労働行為とする伊藤の主張は失当といわざるを得ない。

二、配転について

「伊藤は、会社が昭和五〇年一月一日付の人事異動により伊藤を指導課第五係長心得から教務課練習案内係長へ配転したのは、腕章着用行為に対する本件譴責処分の直後のことであり、また、従来の慣行に反し配転の際予めなされるべき内示をすることなく、突如として配転したのは、伊藤の組合活動を嫉妬してのことであり、明らかに不当労働行為である。しかも、本件配転の結果、伊藤の毎月の給与は七〇〇円減少することになったと主張する。

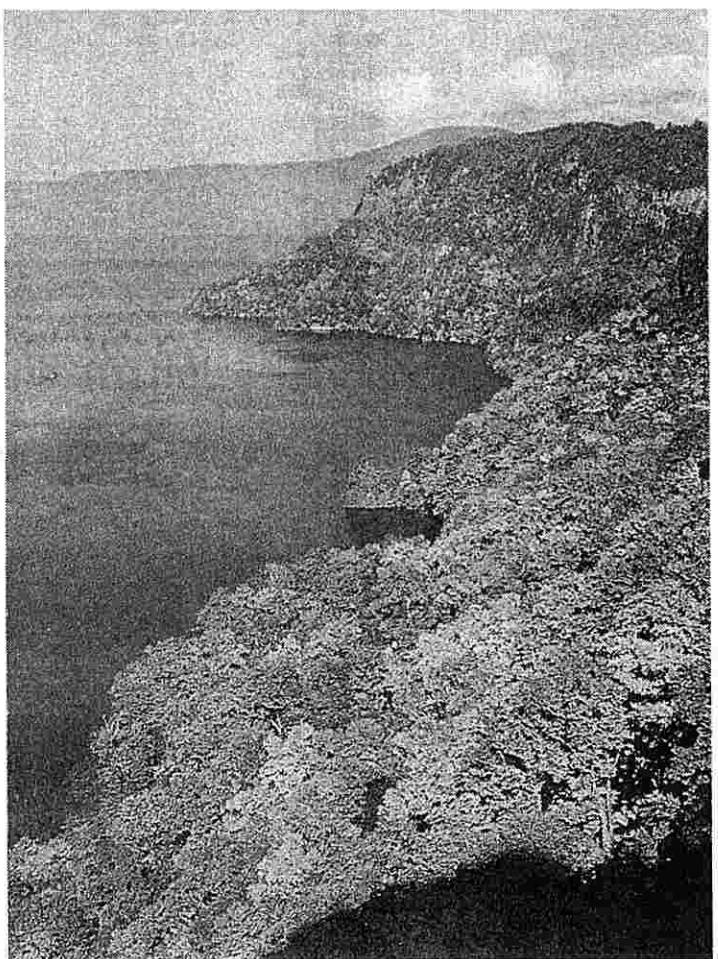
これに対して、会社は、本件配転は腕章着用による本件処分とは何らの関係もなく行われたものであり、内示についても異動日の前日にはあるが事前に行われており、また、伊藤を指導課から教務課へ配転したのは、会社の機構改革を機に全職員の新設配置について検討を加え、伊藤を当該係長の適任者と判断したところ及び伊藤がかねて指導係という自己の職務を嫌悪することがとき言動をしていたことなどを総合的に勘案した結果によるものであり、極めて合理的理由に基づいたものである。また、伊藤が昇任したにもかかわらず月額七〇〇円の減少となったのは、配転の結果業務内容が変わったため従前支給されていた精動手当が減少したためにすぎないと主張する。

よって、以下これらの諸点について判断する。

(1) 確かに、伊藤が主張するように本件配転と本件処分とは接近した時点ではあるが、たゞ日時が接近しているという事実だけでは不当労働行為を推認することができないことはいうまでもなく、他に不当労働行為を推認させるがごとき何らの理由もない。

(2) かえって、本件配転については、認定したとおり、一応前日に内示がなされており、その配転理由の認定事実からすれば合理性が認められないわけではない。

(3) また、伊藤の給与が減少したのは、認定したとおり、配転の結果、従来指導業務に付いていた精動手当が、一、〇〇〇円減少したことによるのであり、これは配転に付随するやむを得ざる現象にすぎない。



秋深まる

いざ紅葉の地へ

台風20号は日本列島に深い瓜あとを残して通り過ぎましたが、そのあとはいちだんと秋の深まりが感じられるようになりました。

右の写真は、日本一紅葉が美しいといわれる十和田の八幡平国立公園(中の湖展望台よりみた御倉半島)の風景ですが、みなさんも、お

の成長を祝って七五三。二十三日は勤労感謝の日。この日も戦前は天皇が新米を神と食するといふ新嘗(にいなめ)祭と呼ばれました。

11月の生活メモ

○：霜月(しもつき)。三日は文化の日。戦前は明治天皇の誕生を祝うという明治節でした。七日はソ連革命記念日、八日は立冬、暦の上で冬に入ります。十五日は芋煮会

チョー助

